

大分大学福祉健康科学部将来構想委員会細則

令和5年5月10日制定
令和5年度福祉健康科学部細則第1号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学福祉健康科学部規程（平成28年福祉健康科学部設置室規程第1号）第7条第2項の規定により、大分大学福祉健康科学部（以下「本学部」という。）の将来構想に関する事項を審議するために設置する、大分大学福祉健康科学部将来構想委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学部の将来構想に関する事項
- (2) その他学部長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学部長
- (2) 副学部長 2人
- (3) 学生生活委員長
- (4) 各コースの教員のうち、理学療法士、社会福祉士又は公認心理師の資格を有するもの各1人
- (5) 事務長
- (6) その他学部長が必要と認める者

2 前項第4号及び第6号の委員は、学部長が指名する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより教授会等を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した構成員」とあるのは当該議事に参加した者とする。

3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について構成員が出席して開催される次の教授会等において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、福祉健康科学部事務部総務係において処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、令和5年5月10日から施行する。
- 2 この細則施行後、最初に指名される第3条第1項第4号及び第6号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。